

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-1-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査				担当部局名	経済取引局		作成責任者名	企業結合課長 岩下 生知		
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、届出に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。				政策体系上の位置付け	迅速かつ的確な企業結合審査を行うとともに、主要な企業結合事例を公表することで、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、迅速かつ的確な企業結合審査を行うとともに、主要な企業結合事例を公表することで、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。				目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、迅速かつ的確な企業結合審査を行うとともに、主要な企業結合事例を公表することで、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	令和5年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値							
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1 迅速かつ的確な企業結合審査の実施状況		企業結合計画を受理した案件の処理状況 ①第1次審査(届出の受理後30日以内)(注1) ②第2次審査(全ての報告等の受理後90日以内)(注2)	令和3年度	①100% ②100%							
			①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②該当なし	①100% ②100%				
		迅速かつ的確な企業結合審査を実施する。	令和3年度	的確な企業結合審査を実施する。							
				以下を始め、的確な企業結合審査に努めた。 企業結合の届出受理件数[319件](注3) 第1次審査における ②実際の平均審査日数[一日] 禁止期間の短縮を行った件数[171件] 問題解消措置を講じた一定の取引分野 ④の市場規模の額(注4) [約13兆9200億円] 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注5) [約8447億円]	① 同左[306件] ② 同左[12日] ③ 同左[193件] ④ 同左[約3兆5567億円] ⑤ 同左[約2134億円]	① 同左[321件] ② 同左[12日] ③ 同左[240件] ④ 同左[約1兆3110億円] ⑤ 同左[約787億円]	① 同左[310件] ② 同左[14日] ③ 同左[217件] ④ 同左[約5兆3047億円] ⑤ 同左[約3183億円]	① 同左[266件] ② 同左[18日] ③ 同左[199件] ④ 同左[約5兆8822億円] ⑤ 同左[約3529億円]			

2 企業結合審査結果の公表、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	令和3年度	企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。						一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を有効に防止するには、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高める必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。	
			以下を始め、企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。			
			公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数(注6)[12件]	① 同左[12件]	① 同左[13件]	① 同左[10件]	① 同左[10件]			
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.7頁]	② 同左[6.3頁]	② 同左[7.5頁]	② 同左[8.3頁]	② 同左[14.6頁]			
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注7)[8,053件]	③ 同左[6,893件]	③ 同左[6,138件]	③ 同左[7,223件](注8)	③ 同左[3,008件](注8)			
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度						
企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費		10,295 (9,108)	12,988 (12,373)	12,574 (6,594)	32,414	1～2	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ的確に企業結合審査を行う。			—
施策の予算額・執行額		10,295 (9,108)	12,988 (12,373)	12,574 (6,594)	32,414	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—		

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注4) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

(注5) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3%と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

(注6) 企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる事例を選定している。

(注7) 企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

(注8) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-1-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処		担当部局名		審査局		作成責任者名		管理企画課長 宮本 信彦			
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。		政策体系上の位置付け		独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。							
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また, 優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処し, 独占禁止法違反行為を排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期		令和5年4月～7月		
測定指標	目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらを排除するとともに, 独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより, 独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。									
			以下を始め, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらの排除に努めた。 申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件申告を除く。)[939件] ① 事件処理件数(排除措置命令)[11件] 事件処理件数(確約計画の認定)(注2)[一件] ③ 事件処理件数(警告)[10件] ④ 事件処理件数(注意)(注3)[38件] ⑤ 対象事業者数(排除措置命令)[51名]	以下を始め, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらの排除に努めた。 ① 同左[955件] ② 同左[13件] ③ 同左[一件] ④ 同左[3件] ⑤ 同左[40件] ⑥ 同左[41名]	以下を始め, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらの排除に努めた。 ① 同左[750件] ② 同左[8件] ③ 同左[0件] ④ 同左[3件] ⑤ 同左[39件] ⑥ 同左[46名]	以下を始め, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらの排除に努めた。 ① 同左[833件] ② 同左[11件] ③ 同左[2件] ④ 同左[2件] ⑤ 同左[29件] ⑥ 同左[42名]	以下を始め, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処し, これらの排除に努めた。 ① 同左[699件] ② 同左[9件] ③ 同左[6件] ④ 同左[0件] ⑤ 同左[28件] ⑥ 同左[20名]					

1	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況並びに独占禁止法違反行為、措置内容の公表状況	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。	令和3年度	⑦ 対象事業者数(確約計画の認定)[一名]	⑦ 同左[一名]	⑦ 同左[0名]	⑦ 同左[2名]	⑦ 同左[6名]		独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等を排除するには、厳正に対処するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させる必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
				⑧ 対象事業者数(警告)[11名]	⑧ 同左[3名]	⑧ 同左[3名]	⑧ 同左[3名]	⑧ 同左[0名]		
				⑨ 課徴金額[91億4301万円](注4)	⑨ 同左[18億9210万円]	⑨ 同左[2億6111万円]	⑨ 同左[692億7560万円]	⑨ 同左[43億2923万円]		
				課徴金納付命令等の対象事業者数[32名](注4)	⑩ 同左[32名]	⑩ 同左[18名]	⑩ 同左[37名]	⑩ 同左[4名]		
				一事業者当たりの課徴金額[2億8571万円](注5)	⑪ 同左[5912万円]	⑪ 同左[1450万円]	⑪ 同左[18億7231万円]	⑪ 同左[10億8230万円]		
				⑫ 刑事告発件数[0件]	⑫ 同左[1件]	⑫ 同左[0件]	⑫ 同左[0件]	⑫ 同左[1件]		
				⑬ 課徴金減免申請件数[124件]	⑬ 同左[103件]	⑬ 同左[72件]	⑬ 同左[73件]	⑬ 同左[33件]		
				課徴金減免制度の適用が公表された事件処理件数(注6)[9件]	⑭ 同左[11件]	⑭ 同左[7件]	⑭ 同左[9件]	⑭ 同左[8件]		
				排除措置命令等を行った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から排除措置命令等までの平均期間約2か月)]	⑮ 同左[約17か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約12か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約18か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約13か月(同左約2か月)]		
				独占禁止法の法的措置等に関する日刊新聞の報道量(注7)[6,077行]	⑯ 同左[6,684行]	⑯ 同左[5,595行]	⑯ 同左[7,638行]	⑯ 同左[9,783行]		
				排除措置命令等によって保護された消費者利益額(注8)[約749億円]	⑰ 同左[約654億円]	⑰ 同左[約29億円]	⑰ 同左(注9)[約2035億円]	⑰ 同左[約67億円]		

2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の 小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	令和3年度	原則2か月以内						
				2.0か月	1.9か月	1.7か月	1.8か月	2.0か月		
3	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	令和3年度	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。						
				以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 小売業に係る不当廉売申告件数[6,090件] 小売業に係る不当廉売事件における ② 注意件数(迅速処理によるもの)[1,155件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[4,482件] ② 同左[457件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[2,617件] ② 同左[227件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[1,910件] ② 同左[235件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[1,749件] ② 同左[136件]		
4	優越的地位濫用事件の平均処理期間(注10)	原則50日以内	令和3年度	－		原則50日以内				
				36日	41日	48日	39日	76日		
5	優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。	令和3年度	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。						
				優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 優越的地位濫用事件① 件に係る申告件数[195件] 優越的地位濫用事件② 件における注意件数(注11)[46件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[141件] ② 同左[48件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[253件] ② 同左[56件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[450件] ② 同左[27件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[265件] ② 同左[45件]		

酒類、石油製品、家庭用電化製品等の小売業に係る廉売は、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及び、公正かつ自由な競争を阻害する可能性があり、迅速に対処する必要があるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。

測定指標2の目標は、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」の目標処理期間内に処理することとした。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがある。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。

達成手段	予算額計（執行額） （千円）			当初予算額 （千円）	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	243,654 （193,009）	217,096 （186,240）	278,516 （173,350）	309,603	1～5	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	—
施策の予算額・執行額	243,654 （193,009）	217,096 （186,240）	278,516 （173,350）	309,603	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	令和2年7月17日 成長戦略実行計画（閣議決定）	
						令和2年7月17日 成長戦略フォローアップ（閣議決定）	

- （注1） 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- （注2） 確約手続は、平成30年12月に開始された手続である。
- （注3） 小売業に係る不当販売事件で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したもの（注意件数の総数から地方事務所等との共同調査により注意した件数を除いたもの。）を除く。
- （注4） 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項（課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。）に基づく決定後の数字である。
- （注5） 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。
- （注6） 平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行い課徴金減免制度の適用を受けた事業者のうち、同制度の適用を受けたことの公表の申出があった事業者及び平成28年6月1日以降に課徴金減免申請を行った事業者のうち同制度の適用を受けた事業者については、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率等を公表している。また、申請の時期にかかわらず、課徴金減免申請を行った事業者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない事業者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない事業者のうち、公表することを申し出た事業者を公表している。
- （注7） 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。
- （注8） 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。
- （注9） 令和元年度に排除措置命令を行った事件のうち2件については、別々の事業者による行為であるものの、同一市場における行為であるため、重複額を除いて計算している。
- （注10） 優越的地位濫用事件タスクフォースにおける事件処理。
- （注11） 優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したもの（注意件数の総数から地方事務所等との共同調査により注意した件数を除いたもの。）。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-2-1)

施策名	公正な取引慣行の推進 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導		担当部局名		経済取引局取引部			作成責任者名		取引企画課長 田中 久美子 相談指導室長 原山 康彦			
施策の概要	講習会の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)に係る普及・啓発を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。		政策体系上の位置付け		独占禁止法に係る知識及び同法の考え方に係る予見可能性を向上して、独占禁止法違反行為を未然に防止することは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。								
達成すべき目標	講習会の開催等による独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談対応を行い、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期		令和3年4月～7月			
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況		令和3年度	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。								独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、独占禁止法に係る事業者等からの相談に適切に対応し、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。		
			以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。					
			① 事業者等からの相談件数[977件] ② 相談事例集の掲載事例件数[13件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[16,150件] ③	① 同左[991件] ② 同左[12件] ③ 同左[18,168件]	① 同左[868件] ② 同左[13件] ③ 同左[15,930件]	① 同左[934件] ② 同左[14件] ③ 同左[16,248件](注1)	① 同左[891件] ② 同左[12件] ③ 同左[10,303件](注1)						

			独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						
			以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。		
独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和3年度	ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[95件] ① 同左[97件] ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約7,190名] ② 同左[約6,840名] 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[2件] ③ 同左[4件] 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約40名] ④ 同左[約120名] ガイドライン講習会、講師派遣等での参加者の理解度[－%] ⑤ 同左[－%]	① 同左[81件] ② 同左[約6,115名] ③ 同左[2件] ④ 同左[約35名] ⑤ 同左[－%]	① 同左[63件] ② 同左[約5,090名] ③ 同左[1件] ④ 同左[約15名] ⑤ 同左[96.5%]	① 同左[24件] ② 同左[約2,720名] ③ 同左[0件] ④ 同左[0名] ⑤ 同左[97.3%]		独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、事業者等に独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。	
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等		行政事業レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1) 不公正な取引方法規制等経費		26,514 (10,922)	20,510 (14,352)	18,714 (7,728)	23,493	2	取引慣行等の適正化を図るため、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応を行う。		－
(2) 事業者・事業者団体相談・指導経費		4,374 (3,787)	4,376 (3,044)	4,440 (3,021)	4,431	1～2			－
施策の予算額・執行額		30,888 (14,709)	24,886 (17,396)	23,154 (10,749)	27,924	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		－	

(注1) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-2-2)

施策名	公正な取引慣行の推進 取引慣行等の実態把握・改善のための提言				担当部局名	経済取引局取引部			作成責任者名	取引調査室長 栗谷 康正		
施策の概要	事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘するなどした調査結果を公表するとともに、当該調査結果を取りまとめた実態調査報告書の普及啓発を行う。				政策体系上の位置付け	取引慣行等の適正化を図ることは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、取引慣行等の適正化を図る。				目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、取引実態調査等を行い、取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	令和3年4月～6月		
測定指標		目標(値)		目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	年度ごとの実績値		
1 取引慣行等の適正化		取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、取引慣行の適正化を図る。		令和3年度	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、取引慣行等の適正化を図る。							取引慣行の適正化を図るには、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。
					以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 取引実態調査結果の公表件数[1件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[5,676件](注1) 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[12件] ④ 講習会、講師派遣等の実施回数[1件] 講習会、講師派遣等の参加者数(注2)[-名] 実態調査報告書の⑥ 日刊新聞の報道量(注2)(注3)[-行]	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 取引実態調査結果の公表件数[2件] ② 同左[18,994件] ③ 同左[2,491件] ④ 同左[9件] ⑤ 同左[-名] ⑥ 同左[-行]	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 取引実態調査結果の公表件数[1件] ② 同左[12,750件] ③ 同左[26件] ④ 同左[3件] ⑤ 同左[305名] ⑥ 同左[215行]	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 取引実態調査結果の公表件数[1件] ② 同左[20,393件](注4) ③ 同左[34件] ④ 同左[2件] ⑤ 同左[22名] ⑥ 同左[519行]	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 取引実態調査結果の公表件数[2件] ② 同左[35,649件](注4) ③ 同左[223件] ④ 同左[4件] ⑤ 同左[62名] ⑥ 同左[1,257行]			
達成手段		予算額計(執行額)(千円)			当初予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度							
消費財等の流通・取引実態調査経費		6,356 (4,887)	6,356 (5,081)	6,375 (2,253)	6,375	1～2	取引慣行等の適正化を図るため、事業活動の実態調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。					—
施策の予算額・執行額		6,356 (4,887)	6,356 (5,081)	6,375 (2,253)	6,375	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			令和2年7月17日 成長戦略実行計画(閣議決定) 令和2年7月17日 成長戦略フォローアップ(閣議決定) 令和2年12月1日 実行計画(成長戦略会議決定)			

(注1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。
(注2) 平成28年度及び平成29年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。
(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。
(注4) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-2-3)

施策名		公正な取引慣行の推進 中小事業者を取り巻く取引の公正化			担当部局名	経済取引局取引部			作成責任者名	企業取引課長 守山 宏道							
施策の概要		下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。			政策体系上の位置付け		下請法等に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る公正な取引慣行を推進し、もって国民経済の健全な発達に資する。										
達成すべき目標		下請法等の普及・啓発、実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する。			目標設定の考え方・根拠		中小事業者の利益を保護するためには、中小事業者に係る取引の公正化の観点から、下請法等の普及・啓発のための講習会及び実態調査を行うことが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施 予定時期		令和6年4月～7月						
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠					
				年度ごとの実績値													
				目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度							
下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況		下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。		令和3年度		下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。								下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益を保護するには、下請法等の普及・啓発を通じて下請法等違反行為の未然防止を図る必要がある。 そのため、本指標を設定し、実施状況を測定する。			
						以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。		以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。		以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。		以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。				以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	
						下請取引適正化推進講習会の開催数[32回]		① 同左[33回]		① 同左[32回]		① 同左[33回]				① 同左[32回]	
						下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,385人]		② 同左[4,725人]		② 同左[4,245人]		② 同左[4,598人]				② 同左[1,982人]	
						③ 基礎講習会の開催回数[56回]		② 同左[59回]		② 同左[58回]		② 同左[65回]				② 同左[59回]	
						④ 基礎講習会の参加者数[1,958人]		② 同左[2,463人]		② 同左[2,842回人]		② 同左[3,598人]				② 同左[2,010人]	
						④ 応用講習会の開催回数[12回]		② 同左[13回]		② 同左[12回]		② 同左[9回]				② 同左[9回]	
						④ 応用講習会の参加者数[345人]		② 同左[437人]		② 同左[580人]		② 同左[506人]				② 同左[267人]	
						⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[189,013件]		⑥ 同左[165,721件]		⑥ 同左[274,716件]		⑥ 同左[258,840件](注4)				⑥ 同左[28,645件](注4)	
						⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[44,103件]		⑦ 同左[50,111件]		⑦ 同左[89,470件]		⑦ 同左[88,806件](注4)				⑦ 同左[3,500件](注4)	

			⑦ 勧告事件の日報報道量[1,446行](注1) 公正取引委員会ウェブサイトに掲載 ⑧ された勧告事件のアクセス数[151,234件](注2)	⑧ 同左[1,152行] ⑨ 同左[167,187件]	⑧ 同左[457行] ⑨ 同左[95,941件]	⑧ 同左[720行] ⑨ 同左[87,525件](注4)	⑧ 同左[529行] ⑨ 同左[64,563件](注4)		
2 下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。	令和3年度	—				下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。		
			— ① 荷主と物流事業者に係る書面調査の実施状況 [荷主:30,000名、物流事業者:40,000名] ② 物流事業者との取引内容の検証・改善を求める荷主への文書送付件数[707件] ③ 実態調査報告書の公表件数[2件] ④ 実態調査報告書へのアクセス数[一件](注3)	— ① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名] ② 同左[596件] ③ 同左[1件] ④ 同左[一件]	— ① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名] ② 同左[571件] ③ 同左[0件] ④ 同左[一件]	以下を始め、下請法等に係る実態調査などを行い、中小事業者に係る取引の公正化の推進に努めた。 ① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名] ② 同左[864件] ③ 同左[1件] ④ 同左[30,585件](注4) (令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について[30,585件]	以下を始め、下請法等に係る実態調査などを行い、中小事業者に係る取引の公正化の推進に努めた。 ① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名] ② 同左[644件] ③ 同左[1件] ④ 同左[26,098件](注4) (1) 同左[4,910件] (令和2年9月2日)コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書について[21,188件]		下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する必要がある。 そのため、本指標を設定し、実施状況を測定する。

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1) 優越的地位の濫用規制関係経費	42,147 (37,219)	45,705 (35,162)	46,558 (21,714)	46,815	2	下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法等に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法等の普及啓発を図る。	—
(2) 下請法違反未然防止等下請取引公正化推進経費	30,503 (25,462)	29,776 (19,644)	28,639 (17,302)	31,673	1		—
施策の予算額・執行額	72,650 (62,682)	75,481 (54,806)	75,197 (39,015)	78,488	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	令和2年7月17日 成長戦略フォローアップ(閣議決定)	
						令和元年6月21日 経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)	

(注1) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

(注2) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

(注3) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。平成28年度から平成30年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注4) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-2-4)

施策名	公正な取引慣行の推進 下請法違反行為に対する措置				担当部局名	経済取引局取引部			作成責任者名	下請取引調査室長 山岡 誠朗	
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。				政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処することにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。				目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用することが重要であることから、この目標を設定した。			政策評価実施予定時期	令和6年4月～7月	
測定指標	目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値								
			目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対する迅速かつ的確な対処	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処する。		令和3年度	-				下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処する。		下請事業者が被っている不利益を早期に回復させることで、下請取引の推進及び下請事業者の利益の保護に有効であると考えられるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。	
				-	-	-	-	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。			
				① 違反事件の処理期間(勧告)(10か月以内に処理した事件の割合) [36.4%(4件/11件)]	① 同左[55.6%(5件/9件)]	① 同左[42.9%(3件/7件)]	① 同左[42.9%(3件/7件)]	① 同左[50.0%(2件/4件)](注)			
				② 違反事件の処理期間(指導)(3か月以内に処理した事件の割合) [96.0%(6,048件/6,302件)]	② 同左[96.0%(6,482件/6,752件)]	② 同左[96.5%(7,439件/7,710件)]	② 同左[97.2%(7,794件/8,016件)]	② 同左[96.9%(7,858件/8,107件)]			
				③ 違反事件の処理件数(勧告) [11件]	③ 同左[9件]	③ 同左[7件]	③ 同左[7件]	③ 同左[4件]			
				④ 違反事件の処理件数(指導) [6,302件]	④ 同左[6,752件]	④ 同左[7,710件]	④ 同左[8,016件]	④ 同左[8,107件]			
達成手段		予算額計(執行額)(千円)			当初予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
下請代金支払遅延等防止法違反事件調査関係経費		119,638 (110,659)	110,638 (91,490)	126,114 (111,648)	135,650	1～2	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除する。				—
施策の予算額・執行額		119,638 (110,659)	110,638 (91,490)	126,114 (111,648)	135,650	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		令和元年6月21日 成長戦略フォローアップ(閣議決定)			
		令和元年6月21日 経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)									

(注)「違反事件の処理期間(勧告)」については、令和2年度から他律的要因を除外して集計している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-3-1)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴		担当部局名		官房		作成責任者名		官房総務課長 原 一弘				
施策の概要	独占禁止教室・消費者セミナー等、ウェブサイト、SNS等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行う。		政策体系上の位置付け		競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策や公正取引委員会の活動を身近にし、違反行為の未然防止を図るとともに国民各層から意見・要望を幅広く聴取することで適切な制度設計・法運用等を図ることにより、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。								
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うことにより、競争政策に対する国民の理解度・関心を向上を図るとともに、併せて国民各層の意見・要望を把握するなどのコミュニケーションを通じて競争法・競争政策に対する理解度・関心の向上を図る。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期		令和6年4月～6月			
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1 独占禁止法教室における①同教室の開催件数、②同教室の参加者数(注1)		独占禁止法教室を実施することで、中・高・大学生に競争の必要性・重要性を伝えとともに、公正取引委員会の活動への興味・関心を高める。	令和3年度	①196件	①214件 ②15,880人	①236件 ②17,268人	①233件 ②18,529人	①134件 ②8,604人	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の実施が生徒や学生に対し、競争の必要性・重要性、公正取引委員会の活動に興味・関心を高める手段として適当かを判断するため、本指標を設定した。 測定指標2については、参加者へのアンケート結果に基づき、①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に、③及び④の目標値は過去3年間の平均値を基に、⑤の目標値は平成30年度下半期から令和2年度の数値を基に、それぞれ設定した。				
2 独占禁止法教室参加者における①同教室の内容に対する理解度、②同教室の内容に対する満足度、③同教室の講義を受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同教室の講義を受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり、⑤同教室の講義を受けての行動予定(注2)		①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上	令和3年度	— ①91% ②87%	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ①90% ②87% ③90% ④82%	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ①89% ②85% ③90% ④80% ⑤70%	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上 ①89% ②86% ③90% ④80% ⑤67%	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上 ①90% ②87% ③90% ④78% ⑤72%					

3	消費者セミナーにおける①同セミナーの開催件数、②同セミナーの参加者数(注1)	消費者セミナーを実施することで、消費者に競争政策、公正取引委員会の活動等を理解してもらう。	令和3年度	77件	①92件 ②2,345人	①83件 ②2,825人	①82件 ②2,378人	①49件 ②1,574人		消費者セミナー(独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の実施が消費者に競争政策、公正取引委員会の活動等を理解してもらう手段として適当かを判断するため、本指標を選定した。 測定指標4については、参加者へのアンケート結果に基づき、①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に、③及び④の目標値は過去3年間の平均値を基に、⑤については平成30年度下半期から令和2年度の数値を基に、それぞれ設定した。
4	消費者セミナー参加者における①同セミナーの内容に対する理解度、②同セミナーの内容に対する満足度、③同セミナーを受けての競争の重要性等に対する理解度の向上、④同セミナーを受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり、⑤同セミナーを受けての行動予定(注2)	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	令和3年度	—	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	
5	一日公正取引委員会の開催状況(注3)	公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図る。	令和3年度	2,222人	1,773人	2,267人	2,459人	174人		一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)は、公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るために実施しており、参加者が本施策をどのように評価しているかなどを判断するため、本指標を設定した。
6	一日公正取引委員会における①一日公正取引委員会の取組への評価、②一日公正取引委員会に参加しての満足度(注4)	①80%以上 ②70%以上	令和3年度	—			①80%以上 ②70%以上	①80%以上 ②70%以上	①80%以上 ②70%以上	測定指標6は、参加者へのアンケートに基づき、①の目標値は過去5年間の平均値を基に、②の目標値は過去2年間の平均値を基に、それぞれ設定した。
7	地方有識者との懇談会における①開催件数、②講演会の参加者数(注5)	全国の様々な地域に所在する有識者に対し、公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するとともに、公正取引委員会の活動への理解と提言等を求める。	令和3年度	委員等	8	8	9	8	8	
				地方事務所長等	78	89	78	80	50	
				合計	①86件	①97件	①87件	①88件	①58件	
				参加者数	—	②568人	②537人	②550人	②0人	
8	地方有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者における①公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②独占禁止法・下請法の理解の向上、③公正取引委員会の役割についての賛同(注6)			—	①89% ②83% ③88%	①90% ②87% ③89%	①91% ②89% ③93%	—		地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)を実施し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を求めていく必要があるため、本指標を設定し、開催状況を測定する。
9	地方有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者における①同懇談会の公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②同懇談会参加者の独占禁止法・下請法の理解の向上、③同懇談会を参加しての行動予定(注7)			—			①90% ②89% ③53%	①100% ②100% ③71%		

10 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。	令和3年度	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 独占禁止懇話会の開催回数[3回] ② 報道発表件数[374件] ③ 各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[3億5876万円] ④ メールマガジン登録件数[5,771名] ⑤ twitter フォロワー数[31,435名] ⑥ twitterの1投稿当たりの平均インプレッション数[4545.6](注8) ⑦ twitterの1投稿当たりの平均エンゲージメント数[90.9](注9) ⑧ 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[2,249,084件] ⑨ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画の再生件数[232,944件] ⑩ 独占禁止法教室に係る報道件数[-件](注1) ⑪ 一日公正取引委員会に係る報道件数[-件](注1) ⑫ 地方有識者との懇談会に係る報道件数[-件](注1)	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[367件] ③ 同左[6億1419万円] ④ 同左[6,015名] ⑤ 同左[41,266名] ⑥ 同左[8595.8] ⑦ 同左[160.0] ⑧ 同左[2,606,074件] ⑨ 同左[185,695件] ⑩ 同左[56件] ⑪ 同左[11件] ⑫ 同左[29件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[404件] ③ 同左[6億8342万円] ④ 同左[6,167名] ⑤ 同左[46,045名] ⑥ 同左[11162.7] ⑦ 同左[191.1] ⑧ 同左[2,746,824件] ⑨ 同左[235,472件] ⑩ 同左[68件] ⑪ 同左[17件] ⑫ 同左[23件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[401件] ③ 同左[7億4274万円] ④ 同左[6,401名] ⑤ 同左[55,186名] ⑥ 同左[9877.5] ⑦ 同左[253.3] ⑧ 同左[7,637,226件](注10) ⑨ 同左[247,035件](注10) ⑩ 同左[33件] ⑪ 同左[18件] ⑫ 同左[20件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[213件] ③ 同左[9億2143万円] ④ 同左[6,460名] ⑤ 同左[67,560名] ⑥ 同左[12,676.3] ⑦ 同左[692.3] ⑧ 同左[8,237,764件](注10) ⑨ 同左[523,859件](注10) ⑩ 同左[16件] ⑪ 同左[1件] ⑫ 同左[7件]		競争政策に対する理解を増進させるためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く情報提供を行う必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
--	--	--------------	--	--	---	--	--	--	---

達成手段	予算額計（執行額） （千円）			当初予算額 （千円）	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
競争政策の広報・広聴に係る経費	27,375 (25,829)	24,651 (21,080)	23,943 (10,385)	30,177	1～10	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	－
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会（内数）	3,950 (2,906)	3,950 (2,258)	3,834 (356)	3,835	7～9		2
イ 独占禁止懇話会（内数）	1,665 (1,536)	1,443 (920)	1,469 (1,018)	1,267	10－①		3
ウ 広報アドバイザー事業（内数）	3,500 (4,018)	1,000 (932)	1,000 (941)	1,000	10－⑤～ ⑦		8
施策の予算額・執行額	27,375 (25,829)	24,651 (21,080)	23,943 (10,385)	30,177	施策に関係する内閣の重要政策 （施策方針演説等のうち主なもの）		－

- （注1） 1－②、3－②、10－⑧～⑩の測定指標は、平成29年度より測定することとした。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、独占禁止法教室及び消費者セミナーの開催回数は減少している。
- （注2） 2－①～2－⑤、4－①～4－⑤の測定指標については、公正取引委員会が独占禁止法教室又は消費者セミナーの参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、2－①、4－①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、2－②、4－②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、2－③、4－③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった（そう思う）」又は「やや深まった（ややそう思う）」と回答した参加者の割合、2－④、4－④については講義等を受けて公正取引委員会の活動等に関心が高まったかとの問に対し、「高まった（そう思う）」又は「やや高まった（ややそう思う）」と回答した参加者の割合、2－⑤、4－⑤については参加後に講義等の内容を踏まえた活動を行うかとの趣旨の問に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」との回答の割合を記載している。なお、2－③④、4－③④は平成29年度から、2－⑤、4－⑤については平成30年度下半期より、それぞれ測定した。
- （注3） 一日公正取引委員会は、例年、全国8都市で開催しているところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各都市の感染状況を踏まえて、山口県下関市及び長崎市の2都市のみの開催となったため、参加者数は減少している。
- （注4） 測定指標については、公正取引委員会が一日公正取引委員会の参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、①については一日公正取引委員会の取組についての評価の問に対し、「良い」又は「おおむね良い」（平成28年度以前については「非常に良い」又は「良い」）と回答した参加者の割合、②については一日公正取引委員会に参加して満足したかとの問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載している。
- （注5） 「講演会の参加者数」は、有識者との懇談会（委員等対応）とともに開催される講演会の参加者数を記載した。また、同測定指標については、平成29年度より測定することとした。
なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会は開催しなかった。
- （注6） 8の測定指標については、有識者との懇談会（委員等対応）とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、8－①については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった（やや理解が深まった）」と回答した参加者の割合、8－②については講演会を聴講して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった（やや理解が深まった）」と回答した参加者の割合、8－③については講演会を聴講して独占禁止法、公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し、「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。
なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会は開催しなかったため、アンケートを実施していない。
- （注7） 9の測定指標については、有識者との懇談会（地方事務所長等対応）の参加者に対して平成30年度下半期より実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている（開催先の同意が得られた場合にアンケートを実施している。）。9－①については懇談会に参加して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9－②については懇談会に参加して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9－③については懇談会参加後の具体的な行動を確認する選択肢に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した割合を記載している。
- （注8） インプレッション数とは、公正取引委員会の投稿がフォローに実際に表示された回数である。フォローがリツイート等すると投稿が拡散されることなどにより、インプレッション数が伸びる。
- （注9） エンゲージメント数とは、公正取引委員会の投稿に対する「リツイート」、「返信」、「いいね」、「リンク等のクリック数」等の合計であり、フォローが反応した回数である。
- （注10） 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3－3－2)

施策名		競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進		担当部局名		官房		作成責任者名		国際課長 稲熊 克紀					
施策の概要		開発途上国等に対する技術研修、英文プレスリリースの掲載、海外の競争当局との定期協議等の開催・海外ワークショップ等への講師派遣等を行う。		政策体系上の位置付け		開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し、これらの国の競争当局との連携を推進するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携を推進し、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげ、以て、公正かつ自由な競争の促進、一般消費者の利益確保、国民経済の民主的で健全な発達に資する。									
達成すべき目標		開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し、これらの国の競争当局との連携を推進するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携を推進し、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげる。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し、これらの国の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携を推進し、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげることを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期		令和3年4月～7月				
測定指標		目標（値）		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 （水準・目標年度）の設定の根拠			
				年度ごとの実績値											
		目標年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
1 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合（注1）		90%以上		令和3年度		80%以上				90%以上		90%以上		途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要があるため、本指標を設定した。 目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。	
						99%		100%		99%		100%			
2 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、研修効果を高めるため、相手国のニーズに合わせた特別な取組を行ったときには、その部分についての評価を独立して求める問いをアンケートに追加し、そうした取組が有効であったと回答した研修生の割合（注2）		75%以上		令和3年度		—				50%以上		75%以上		途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要があるため、本指標を設定した。 目標値は、当該研修における特別な工夫等が有効であったと判断できる水準として設定した。	
						97%		95%							
3 独占禁止法の改正、独占禁止法に基づく法的措置案件等の海外の当局等にも広く周知する必要性が高いと考えられるプレスリリースの件数のうち、英文プレスリリースとして掲載した件数の割合		90%以上		令和3年度		—				—		90%以上		公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を充実させることで、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知させることにつながると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、令和2年4月から12月までの掲載件数を基に設定した。	
										—					

4	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、プレスリリースの掲載等を行う必要があるため、本指標を設定し、状況を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			② ICN(国際競争ネットワーク)(注3)年次総会及び各作業部会ワークショップでのスピーカー等(注4)としての参加人数[15名]	② 同左[19名]	② 同左[15名]	② 同左[18名]	② 同左[1名]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注5)の実施回数[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[5回]	③ 同左[4回]	③ 同左[17回]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[27回]	④ 同左[18回]	④ 同左[20回]	④ 同左[20回](注6)	④ 同左[6回]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[184,144件]	⑤ 同左[135,424件]	⑤ 同左[87,121件]	⑤ 同左[78,482件](注7)	⑤ 同左[123,992件](注7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
海外競争当局等との連携強化に必要な経費	64,590 (63,241)	76,460 (71,777)	70,446 (13,002)	73,217	1～4	開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し、これらの国の競争当局との連携を推進するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携を推進し、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげる。	－
国際競争組織分担金(内数)	352 (336)	346 (330)	346 (324)	340	－		1
施策の予算額・執行額	64,590 (63,241)	76,460 (71,777)	70,446 (13,002)	73,217	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		令和2年7月17日 「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)

- (注1) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の有効性を問う各項目において5段階評価中「5」若しくは「4」、若しくは4段階評価中「4」若しくは「3」、又は自由記述において研修が「参考になった」と回答した研修参加者の割合。
- (注2) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の事例検討等の講義の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。
- (注3) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、令和2年10月現在、129か国・地域から140の競争当局が参加している。
- (注4) スピーカー等とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて、公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。
- (注5) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また、平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。
- (注6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3月に行う予定だった国際会議1件が延期となった。
- (注7) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-3-3)

施策名	競争政策の普及啓発等 発注機関における入札談合の未然防止				担当部局名	経済取引局		作成責任者名	経済取引局総務課長 塚田 益徳		
施策の概要	研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。				政策体系上の位置付け	発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。				目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	令和4年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値							
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上		発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る。	令和3年度	-				発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る。		入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施し、又は同研修用動画を視聴することにより、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないようにするため、本指標を設定した。	
				-	-	-	-	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上に努め			
				① 実施回数[287回]	① 同左[307回]	① 同左[333回]	① 同左[336回]	① 同左[158回]			
				② 参加人数(注1)[20,467人]	② 同左[22,393人]	② 同左[26,162人]	② 同左[24,841人]	② 同左[15,993人]			
				③ 理解度(注2)[96.1%]	③ 同左[96.8%]	③ 同左[96.2%]	③ 同左[95.9%]	③ 同左[95.5%]			
				④ 有益度(注3)[95.8%]	④ 同左[95.8%]	④ 同左[95.5%]	④ 同左[94.9%]	④ 同左[95.5%]			
研修参加後の職場 ⑤ 内周知の予定(注4)[90.1%]	⑤ 同左[88.9%]	⑤ 同左[87.9%]	⑤ 同左[83.5%]	⑤ 同左[84.2%]							
					⑥ 理解度テスト正答率(注5)[98.1%]	⑥ 同左[98.2%]					
達成手段		予算額計(執行額)(千円)			当初予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー 事業番号	
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
入札談合防止及び法令順守意識向上に必要な経費		8,821 (8,512)	8,842 (8,704)	8,685 (4,782)	9,072	1～2	発注機関に対する入札談合等の防止のための研修を行い、競争的な市場環境を創出する。			—	
施策の予算額・執行額		8,821 (8,512)	8,842 (8,704)	8,685 (4,782)	9,072	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		令和元年10月18日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説			

(注1) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したものもある。

(注2) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注4) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注5) 理解度テスト正答率については、研修後に実施した理解度テストの平均正答率を記載。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で理解度テストを実施(関東甲信越ブロックのみ)。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-3-4)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化	担当部局名	官房	作成責任者名	参事官 菱沼 功			
施策の概要	競争政策研究センター(CPRC)の活動として、①事業者、法曹等の実務家における競争政策に係る理解の増進を図るとともに、競争政策に係る先端的な課題等に関する議論・検討を深めるための公開のシンポジウム・セミナーの開催、②競争政策上の諸課題について議論を行うための検討会の開催、③先端的な課題等について、職員及び学識経験者等との議論を経て執筆する論考(ディスカッションペーパー[DP])の発表、④企業・実務家・内外の研究者による講演会等の開催を行う。	政策体系上の位置付け	事業者等に対する競争政策の定着及び競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を通じて、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図ることで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	事業者等に対する競争政策の定着及び競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を通じて、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の重要性等の情報発信及び競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を行って、競争的な市場環境を創出及び法執行・政策立案機能の強化を図ることを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	令和4年4月～7月			
測定指標		目標(値)	年度ごとの目標値				測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値					
		目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度
研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上の程度	CPRCの研究活動に係る情報発信等により、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させる。	令和3年度	—				CPRCの研究活動に係る情報発信等により、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させる。	
			—	—	—	—	—	
			公開のシンポジウム・セミナーの開催回数[4回]	① 同左[5回]	① 同左[4回]	① 同左[2回]	① 同左[4回]	
			公開のシンポジウム・セミナーの参加人数[528名]	② 同左[906名]	② 同左[806名]	② 同左[630名]	② 同左[941名]	
			公開セミナー (テーマ:課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方)[126名]	公開セミナー (テーマ:確約手続の国際比較～日・米・欧の観点から～)[48名]	公開セミナー (テーマ:競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー)[23名]	国際シンポジウム(テーマ:多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～)[156名]	公開セミナー (テーマ:デジタルプラットフォームの現状と未来)[214名]	
			公開セミナー (テーマ:中国における知的財産権濫用規制の動向)[57名]	公開セミナー (テーマ:デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える—)[210名]	国際シンポジウム(テーマ:ビッグデータとAIの活用がもたらす新しいビジネスと競争政策)[319名]	国際シンポジウム(テーマ:デジタル市場におけるデータ集中と競争政策)[204名]	大阪シンポジウム(テーマ:業務提携:社会が変わるイノベーションをどう実現するか?～研究開発、異業種データ連携、そして独占禁止法～)[259名]	
			公開セミナー (テーマ:新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策)[69名]	公開セミナー (テーマ:スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～)[103名]	国際シンポジウム(テーマ:企業結合と業務提携)[92名]		公開セミナー (テーマ:Competition Overdose)[146名]	
			国際シンポジウム(テーマ:電子商取引における垂直的制限:競争政策の観点から)[178名]	国際シンポジウム(テーマ:グローバル経済の下での企業結合規制:これまでの軌跡と次の10年の課題)[86名]	大阪国際シンポジウム(テーマ:デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム&個人情報保護～)[121名]		国際シンポジウム(テーマ:新時代の競争政策の在り方～経済格差・イノベーション～)[322名]	
CPRCの研究活動に係る情報発信等を行う目的は、事業者、法曹等の実務家等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させ、事業者等に対する競争政策の定着を図ることである。 このため、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上の程度を測定するための定性的なアウトカム指標を設定するとともに、そのサブ指標として定量的なアウトプット指標及びアウトカム指標を設定した。								

(公正取引委員会3-3-5)

1 政府規制分野における競争政
策上の考え方の社会的認知

						(令和元年6月28日) 小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について [2,454件] (5)	(5) 同左[721件]			
						(令和元年10月1日) 中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について[1,743件] (6)	(6) 同左[685件]			
							(令和2年4月21日) フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について[23,084件] (7)			
2 各府省の規制の政策評価における競争評価の取組の定着	競争評価に関する検討会議の開催回数[3回以上]	令和3年度	－			3回以上			各府省における競争評価の取組の支援・促進のために、競争評価の手法等の改善等を検討する。有識者による競争評価に関する検討会議の開催状況について、指標を設定する。	
			2回	2回	3回	3回	3回			
	各府省において実施された規制の政策評価の件数に対して競争評価チェックリスト(注2)を用いた競争評価が実施された件数の割合[100%]	令和3年度	－			100%			各府省において規制の政策評価における競争評価の取組が定着していることを示すため、本指標を設定し、実施状況を測定する。	
			100%	100%	100%	100%	100%			
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
独占禁止法適用除外制度及び政府規制分野に関する調査・検討経費		9,340 (7,402)	8,979 (7,563)	9,233 (5,168)	9,456	1～2	競争政策を普及啓発するため、①政府規制分野等における調査検討、②規制影響分析の調査検討等を行う。			－
政府規制・公的制度等に関する検討会議		881 (996)	881 (377)	1,139 (304)	758	1				5
施策の予算額・執行額		9,340 (7,402)	8,979 (7,563)	9,233 (5,168)	9,456	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		－		

(注1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。
(注2) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価である。
(注3) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会3-3-6)

施策名	競争政策の普及啓発等 デジタル市場における競争環境の整備			担当部局名	経済取引局	作成責任者名	デジタル市場企画調査室長 寺西 直子		
施策の概要	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。			政策体系上の位置付け	デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止や競争政策の有効かつ適切な推進を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表することを通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行い、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。			目標設定の考え方・根拠	経済社会のデジタル化が進展し、多くの国民がデジタル市場と関わりを持つ中、独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するためには、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止や競争政策の有効かつ適切な推進を図ることが重要となることから、この目標を設定した。		政策評価実施予定時期 令和4年4月～7月		
測定指標		目標(値)	年度ごとの目標値(注1)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値(注1)						
			目標年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
デジタル市場に関する実態調査結果の公表によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況		実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和3年度					実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	
								以下を始め、実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 公正取引委員会ウェブサイトに掲載 ① された実態調査報告書へのアクセス件数[19,833件](注2) (令和2年4月28日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行(1)等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)[10,257件] (令和3年2月17日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行(2)等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)[9,576件] 実態調査報告書の② 日刊新聞の報道量[3,229行](注3)	

デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	令和3年度						デジタル市場に関する国内外の情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。		変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策の有効かつ適切な推進を図るためには、外部の専門家を積極的に活用することが重要である。また、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図るためには、競争政策上の論点・課題について整理・検討された結果が社会的に認知されることも重要である。以上を踏まえ、本指標を設定し、実施状況を測定することとした。
								以下を始め、デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進に努めた。		
								公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果へのアクセス件数[4,140件](注2)		
								(令和2年7月22日)「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について[3,141件]		
								(令和3年3月31日)デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について[999件]		
								デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量[103行](注3)		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
独占禁止政策企画調査経費(デジタル市場に係る経費)	-	-	38,952 (18,619)	38,894	1～2	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。	新02-0001 新02-0002
施策の予算額・執行額	-	-	38,952 (18,619)	38,894	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		令和2年7月17日 成長戦略実行計画(閣議決定) 令和2年7月17日 成長戦略フォローアップ(閣議決定) 令和2年7月17日 経済財政運営と改革の基本方針2020(閣議決定)

(注1) デジタル市場企画調査室が設置されたのは令和2年4月であるため、令和元年度以前については空欄となっている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。